**海外コーディネーターに係る業務委託先公募要項**

**【農林水産・食品分野】**

2019年 2月14日

独立行政法人日本貿易振興機構

ジェトロソウル事務所

　所長　保科　聡宏

独立行政法人日本貿易振興機構ソウル事務所（以下「ジェトロ」という）では、日本企業等（企業・農林漁業者・団体等で日本からの輸出に取り組む事業者）による農林水産・食品分野の海外市場開拓を支援するため、バイヤー発掘、貿易相談、ビジネスマッチング等を業務委託できる個人又は法人を募集いたします。

応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

**１．事業目的**：

日本企業等の海外販路拡大を促進するため、当該国・地域の当該分野専門家（海外コーディネーター）によるバイヤー発掘、相談対応、現地企業・バイヤーとのビジネスマッチング支援などを行う。

**２. 業務委託内容**：

**(1) 専門分野**

農林水産・食品

**(2) 対象国・地域（カバーエリア）**

大韓民国（以下、「韓国」）

**(3)業務委託項目**

 日本企業等（企業・農林漁業者・団体等で日本からの輸出に取り組む事業者）の海外市場開拓を支援するため次の3つの業務を行う。

　① 相談対応業務

　② ビジネスマッチング支援業務

　③ 基盤強化活動

**【業務詳細】**

① 相談対応業務

A. E-Mail相談対応

日本企業等からジェトロを通じて寄せられる、農林水産物・食品の韓国への輸出に際しての、現地市場の開拓に関する問い合わせに対し、レポートを作成しジェトロソウル事務所に提出する。レポートの使用言語は日本語とし、1件につきA4用紙１～2枚（1,200～2,400字）程度を回答量の目安とする。通常1件の問い合わせあたり1件の回答とするが、1件の問い合わせの中に市場性が全く異なる2商品が含まれており、2つの市場について調査する必要がある場合は、1商品あたり1件の回答とする。その場合は、回答も2件に分けて提出することとする。

なお、商品パッケージの改良に関する問い合わせ対応についても、本業務の対象とする。

B. ブリーフィング（於：現地、 対：日本企業等）

日本企業等から寄せられる、農林水産物・食品の現地市場の開拓等に関する相談対応（ブリーフィング・サービス）を現地で行う。また、必要に応じて市場視察等への同行等を行う。原則として、ジェトロを通しての事前予約制とする。（1件あたり1時間程度を目安とする。）

C. ブリーフィング（於：日本国内、対：日本企業等）

日本企業等から寄せられる、農林水産物・食品の現地市場の開拓等に関する相談対応（ブリーフィング・サービス）を日本国内で行う。また、必要に応じて企業訪問等への同行を行う。原則として、ジェトロを通しての事前予約制とする。（1件当たり30分程度を目安とする。）

D. ブリーフィング（於：現地、対：バイヤー）

現地バイヤーからの農林水産物・食品の輸入に関する相談について、ジェトロソウル事務所の同意を得た上で、個別相談（ブリーフィング）を現地で行う。

② ビジネスマッチング支援業務

ジェトロの指示にもとづき、現地バイヤーとのアポイントメントの設定や、商談同席等を行うことにより、個別にマッチング支援を行う。また、展示会・商談会、イベント等における、複数の日本企業等と複数の現地バイヤーとの商談アレンジについても、本業務の対象とし、ジェトロソウル事務所およびジェトロ本部の確認の下、実施することとする。各業務については、ジェトロ指定のフォームにて報告があったものに対してのみ報酬を支払う。

主な業務内容は以下のとおり。

A. 売り込み先候補バイヤーの抽出・マッチング企業のリストアップ

 日本企業等の商品に関心を持つ可能性のある現地バイヤーの基本情報を収集し、当該日本企業等へ売り込み先リストとして提供する。担当者名、連絡先等の確認までを行うこととし、リストアップした企業1社を原則1件として数える。但し、リストアップした企業のうち、以下B.記載のとおりヒアリングを完了したバイヤー分については、B項目でカウントすることとし、本項目の支払い対象からは除外する。

B. 売り込み先候補バイヤーへのヒアリング

 上記A.でリストアップした売り込み先候補バイヤーに、日本企業等との商談に対する関心度合いをヒアリングする。ヒアリングした企業1社を1件として数える。

C. 商談アレンジ/アポイントメント取得

現地へ出張する日本企業等と現地バイヤーとの商談をアレンジする。商談を実施、完了したことをジェトロソウル事務所が確認した時点で1件と数える。また、商談会・展示会等において、コーディネーターが現場でバイヤーを勧誘し、商談アレンジが出来た場合も、同様のカウント方法を適用する。なお、日本企業等の都合によりキャンセルとなった場合は、対面による商談が実施されなくても対価を支払うこととする。

D. 当日の商談同席・サポート

対面による商談に同席し、商談フォローを実施し、完了したことをジェトロソウル事務所が確認したものを計上する。（30分程度を目安とする。）

E. マッチング・フォローアップ

ジェトロ事業参加者が、イベント後の商談支援、フォローアップをジェトロに要請した場合、ジェトロソウル事務所又はジェトロ本部の指示のもと、現地バイヤーに対し、商談進捗状況等を確認する。進捗の確認ができたバイヤー1社を1件として数える。

③　基盤強化活動

A. 海外販路開拓事業に対するアドバイス・提案等（対：ジェトロ）

ジェトロが展示会、バイヤー招へい等の各種イベントを開催する前後等に、ジェトロに対して、アドバイス、提案等を面談、E-mail等にて行う（1時間程度を目安とする）。日本語でA4用紙1～2枚（1,200～2,400字）程度でのアドバイス・提案も可能とする。また、ジェトロ事業に参加したバイヤーに対する、ジェトロ事業に関するヒアリングも、本業務の対象とする。

（例：商談会を企画する際に現地バイヤーを招致しやすい時間帯・ブースデザインに関する提案、出品物選定のアドバイス等）

B. バイヤー発掘

日本企業等との取引に関心がある、もしくは、農林水産物・食品の売り込み先として適している現地バイヤーについて、ジェトロソウル事務所の同意を得た上で訪問し、バイヤーの関心商品や取引条件（数量、価格、質、決済方法等）、市場に関する最新動向等を詳細にヒアリングする。また、商談会・展示会、パンフレットやサンプルを用いて農林水産物・食品を紹介し、関心度合いをヒアリングする。ヒアリング内容についてレポートを作成し、ジェトロソウル事務所に提出する。レポートの提出が完了した時点で1件と数える。

C. バイヤー発掘のフォローアップ

上記B.で訪問したバイヤーのうち、日本企業等との取引や商談会・展示会等に高い関心を示し、販路開拓が見込める者に対して、ジェトロソウル事務所の同意を得た上で、再度、訪問もしくは電話やE-mailにてヒアリングを行う。ヒアリング内容についてレポートを作成し、ジェトロソウル事務所に提出する。レポートの提出が完了した時点で1件と数える。

D. セミナー等における情報提供（対：日本企業等）

日本企業等を対象にした現地の最新の消費動向や売れ筋商品、現地特有の商習慣や販売方法等に関するセミナー等の開催依頼があった場合、ジェトロソウル事務所、ジェトロ本部、コーディネーター３者の合意のもと、依頼地にて情報提供等を行う(日本での実施を想定)。講演資料作成も本業務に含むものとする。なお、業務時間は、当該コーディネーターによるセミナー講演時間（他の講演者による講演時間や休憩時間等は含まない）、質疑応答を実施した時間とし、事前の打ち合わせ時間、控え室での待機時間、終了後の名刺交換等の時間はカウントしない。

E. 現地市場調査

ジェトロが実施するマーケティング情報提供等の一環として、ジェトロ本部の合意に基づくジェトロソウル事務所の指示により、現地の食品市場動向（競合品の価格、販売状況等）や輸入規制等を調査し、レポートを作成する。内容および分量は、都度ジェトロから指示をする。

**(4) 報告書**

当該月に実施した業務について月次報告書を作成し、翌月10日（2020年3月分は同月末日）までにジェトロソウル事務所に提出する。報告書の様式はジェトロが定めるものとする。

**(5) その他**

関連業務、研修受講、業務出張を要請する可能性がある。出張に係る経費(交通費、宿泊費等)はジェトロ規程に基づきジェトロが負担する。コーディネーターの私用による迂回は認めない。

**３. 使用言語**：

「日本語」および「韓国語」

**４．　募集人数**：

1者

**５． 業務委託料（税込み）：**

（1）業務が生じた際の出来高払いとし、単価は下記のとおりとする。ただし、年間10,670,000ウォンを超えないものとする。

（2）日本国内業務については、日本の税法に基づき所得税が課税される。所得税はジェトロが源泉徴収する。（免税・減税対象国を除く）

（3）業務件数・時間数等については、ジェトロからの事前の指示と対応に基づき、決定することとする。

（4）電話代・コピー代など事務経費については、業務委託料に含むものとし、ジェトロは負担しない。移動時間他、交通費等の実施に係る経費は、特段の記載がない業務については業務委託料に含まれる。

通貨単位：ウォン

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 単価 |
| ①相談対応業務 | A. E-Mail相談対応 | 220,000/件 |
| B. ブリーフィング（於：現地、対：日本企業等）\*1-① | 55,000/15分 |
| C. ブリーフィング（於：日本国内、対：日本企業等）\*1-② | 55,000/15分 |
| D. ブリーフィング　（於：現地、対：バイヤー）　\*1-③ | 55,000/15分 |
| ②ビジネスマッチング支援業務 | A.売り込み先候補バイヤーの抽出・マッチング企業のリストアップ | 11,000/社 |
| B.売り込み先候補バイヤーへのヒアリング | 33,000/社 |
| C.商談アレンジ/アポイントメント取得 | 55,000/件 |
| D.当日の商談同席・サポート | 55,000/15分  |
| E.マッチング・フォローアップ  | 220,000/件 |
| ③基盤強化活動 | A.海外販路開拓事業に関するアドバイス・提案等（対：ジェトロ） \*3 | 220,000/件 |
| B. バイヤー発掘\*4 | 550,000/件 |
| C. バイヤー発掘のフォローアップ \*4 | 220,000/件 |
| D. セミナー等における情報提供（対：日本企業等）\*5 | 55,000/15分 |
| E. 現地市場調査\*6 | 220,000/件 |

※時間を単位とする項目：端数が発生する場合は、15分単位で切り上げるものとする。

※日本国内で実施した業務のみ消費税等課税対象とする。

※旅費・交通費等について

＊２、４、６ ：本業務の遂行にあたり、現地バイヤーや、市場調査先を訪問する必要性が発生した場合は、それに係わる交通費等をジェトロ規程に基づきジェトロが負担する。

＊１-①、１-③、３ ：ジェトロソウル事務所で実施した場合には、ジェトロソウル事務所までの交通費等実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、ジェトロが別途指定した場所で業務を行う場合は、ジェトロ規程に基づき交通費等をジェトロが負担する。

＊１-②、５ ：ジェトロ規程に基づき出張に係る経費(旅費、宿泊費等)をジェトロが負担する。

**６．支払い方法**

　(1) 委託業務が発生した月単位で、月次報告書及び交通費その他の証憑の提出に基づき、ジェトロで確認後、確定した金額を受託者に通知する。

(2) 受託者は同通知額に基づき、支払請求書をジェトロに送付する。

(3) ジェトロは同請求額を指定された受託者の口座にウォン建てで支払う。

**７.　応募資格**：

 　以下の要件をすべて満たすこと。

(1)　法人の場合は韓国に現地法人又は支店を有し、従事予定者は韓国に居住していること。個人の場合は韓国に居住していること。

(2)　事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。

(3)　当該専門分野での業務経験が3年以上であること。

(4)　本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。

(5)　刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。

(6)　本事業及び他ジェトロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。

(7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェトロからの要望に素早く対応できること。

(8) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

**８.　応募方法**：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェトロソウル事務所宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

**９.　選考方法**：

第一次選考：書類審査

第二次選考：面談（書類審査の上、別途日時・場所を連絡します）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

(1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性

(2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無

(3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）

(4) カバーエリアにおける販路開拓のためのマーケティング経験

(5) 相談対応業務、ビジネスマッチング支援対応への機動力

(6) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び韓国語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。

また、提出書類は返却できません。

**１０.　応募期間**：

2019年2月14日（木）～2月28日（木）、17：00必着

**１１. 契約形態・業務委託期間**：

(1) 契約形態：ジェトロと採択者（個人又は法人）との間で業務委託契約書を締結

(2) 業務委託期間：契約締結日～2020年3月31日（火）

**１２.　個人情報の取り扱い**：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

**１３. 留意事項**

(1) 受託者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。

(2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。ただし、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合に限り、一部の再委託が可能です。

(3) 受託者は、ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェトロに帰属します。

**１４.　応募先・お問い合わせ**：

ジェトロソウル事務所 担当：李海昌（イ・ヘチャン）

E-mail：HaeChang\_Lee@jetro.go.jp

TEL：02-739-8657

以上

|  |
| --- |
| ＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのＯＢの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。（１）公表の対象となる契約先 次のいずれにも該当する契約先①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。（２）公表する情報上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名②当機構との間の取引高③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上④一者応札又は一者応募である場合はその旨（３）当機構に提供していただく情報①契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。（４）公表日契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内） |

以上